

### 3 税率の改定

#### 国保のしくみ

国保は、加入者の皆さんが納める国保税をもとに医療費などにあてる相互扶助の保険制度です。平成29年度までは市が単独で国保を運営していましたが、平成30年度からは国保制度が改革され、長野県と市町村が共同して国保を運営することとなりました。長野県国保運営方針について、詳しくはQRコードからご覧ください。平成30年度からは、税率の決定などは、次のような県全体の仕組みの中で行われています。県は、国保の財政運営の責任主体となり、市町村へ医療費等に充てるための納付金額と標準的な保険税率を示します。市町村は、県が示す納付金額等を考慮して、加入者の皆さんに納めていただく国保税の税率を定めます。県は、市町村が納める納付金を原資として、市町村が支払う医療費を全額市町村に交付しています。



#### 茅野市の国保の運営状況

茅野市の国保税は、平成30年度に税率を改定してからは、加入者の皆さんの負担にならないよう留保財源を活用しながら税率を据え置いてきました。しかし、加入者一人当たりの医療費が年々増える一方で、加入者数は減少している(表1)ため、令和6年度は6年ぶりに税率を改定しました。それでもなお、令和7年度の加入者一人当たりの納付金額は前年度に比べて増えており(表2)、今後も厳しい国保運営が見込まれます。このことから、持続可能な国保制度を維持するため、令和7年度も引き続き税率を改定し(表3)、加入者の皆さんへご負担の増加をお願いすることにしました。

今後の国保運営では、税率を引き上げるだけでなく、健康事業の推進などによる医療費の削減に一層努めていきます。病気やけがをしたとき、加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、税率の改定について、皆さんのご理解をお願いします。

表1 加入者数と一人当たり医療費の推移



表2 加入者一人当たり給付金の推移



表3 税率

区分	令和6年度	令和7年度
医療分	所得割	6.12%
	均等割	22,400円
	世帯別平等割	22,700円
支援金分	所得割	2.95%
	均等割	11,100円
	世帯別平等割	9,800円
介護分	所得割	2.46%
	均等割	10,700円
	世帯別平等割	8,500円

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

### 4 その他昨年度からの変更点

- 医療分の課税限度額が年間65万円から66万円に、支援金分の課税限度額が年間24万円から26万円に引き上げられます。
- 低所得世帯に対する5割・2割軽減基準が次のとおり引き上げられます。
  - 5割軽減世帯基準 43万円 + (30万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
  - 2割軽減世帯基準 43万円 + (56万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

No.570

# 国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101 (内線323・325)



## 令和7年度 国民健康保険税の概要をお知らせします

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付を受けられるように公平に負担をお願いしています。

今月の国保だよりでは、令和7年度の国民健康保険税の算出方法と昨年度からの変更点について解説します。

※以下から国民健康保険税を「国保税」、国民健康保険を「国保」、国民健康保険加入者を「加入者」と省略します。

### 1 国保税の算出方法



国保税は、医療給付に充てる「医療分」、後期高齢者医療制度を支える「支援金分」、介護保険のサービスに充てる「介護分」の3つから構成されています。医療分と支援金分は加入者全員にかかります。介護分は40歳以上65歳未満の加入者にかかります。

それぞれ所得から割り出した額と、加入者1人にかかる額、世帯ごとにかかる額を合計して年税額が決定します。令和7年度は以下の表のとおり計算します。

	医療分	支援金分	介護分
所得割 (令和6年の所得に対して計算)	(令和6年中の総所得金額等 - 最大43万円) × 6.58% (税率)	(令和6年中の総所得金額等 - 最大43万円) × 2.88% (税率)	(令和6年中の総所得金額等 - 最大43万円) × 2.38% (税率)
均等割 (加入者1人ごとの額)	24,000円 × 世帯内の加入者数	10,600円 × 世帯内の加入者数	10,000円 × 世帯内の40歳以上65歳未満の加入者数
世帯別平等割 (世帯ごと一律)	24,600円	9,500円	8,100円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円

医療分合計 + 支援金分合計 + 介護分合計 (介護分は40歳以上65歳未満のみ)

↓  
国保税の年税額

※年度途中に加入、脱退した場合は加入月数に応じて月割り計算します。

### 2 国保税の納付

【納税義務者】 納税義務者は世帯主です。

世帯主が国保に加入していなくても納付書は世帯主あてに送付します。

【納税通知書】 令和7年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主へ送付します。

【支払い回数】 支払いは通常、6月から翌年3月までの計10期です。1期あたりの納付額は、年税額をお支払い回数で割った額です。100円未満の端数は、初回に合算します。

【支払い方法】 現金払い、地方税お支払サイト、スマートフォンでの決済または口座振替  
現金払い、地方税お支払サイト、スマートフォンでの決済の方は、6月に送付される納付書でお支払いください。口座振替を希望の方は、税務課諸税係(内線192)までお申し出ください。